

目 次

告示

○公印の廃止について…………… 7

○公印の廃止について…………… 8

通知・通達・照会

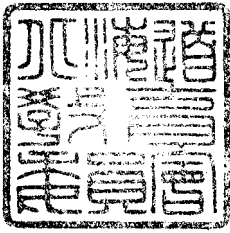


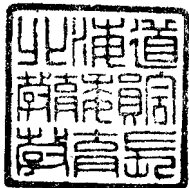

○旅費条例の運用方針についての一部改正について等……………10


告 示

北海道教育委員会告示第31号

次の公印を、平成24年3月31日限りで廃止した。
平成24年4月24日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

公印の種別	規 格	印 影	備 考
北海道教育委員会の印	30mm平方		実習船管 理局長保 管
北海道教育委員会委員長の印	25mm平方		実習船管 理局長保 管
北海道教育委員会委員長職務代理者の印	25mm平方		実習船管 理局長保 管
北海道教育委員会教育長の印	25mm平方		実習船管 理局長保 管
北海道教育委員会教育長職務代行者の印	25mm平方		実習船管 理局長保 管





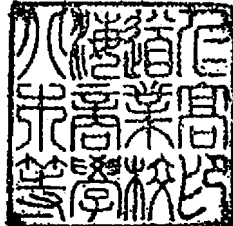
北海道教育庁実習船管理局長の印	20mm平方		
-----------------	--------	--	--


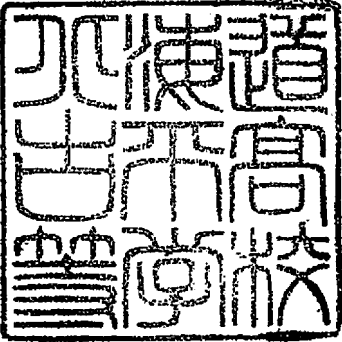




北海道教育委員会告示第32号


次の公印を、平成24年 3 月31日限りで廃止した。

平成24年 4 月24日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

公印の種別	規 格	印 影
北海道三笠高等学校の印	45mm平方	
北海道三笠高等学校の印	30mm平方	
北海道三笠高等学校長の印	20mm平方	
北海道仁木商業高等学校の印	45mm平方	
北海道仁木商業高等学校の印	30mm平方	

<p>北海道仁木商業高等学校長の印</p>	<p>20mm平方</p>	
<p>北海道古平高等学校の印</p>	<p>45mm平方</p>	
<p>北海道古平高等学校の印</p>	<p>30mm平方</p>	
<p>北海道古平高等学校長の印</p>	<p>20mm平方</p>	
<p>北海道木古内高等学校の印</p>	<p>45mm平方</p>	
<p>北海道木古内高等学校の印</p>	<p>30mm平方</p>	

北海道木古内高等学校長の印	20mm平方	
---------------	--------	---

通知・通達・照会

教 給 第 23 号
平成24年4月24日

各 次 課 長
各 出 先 機 関 の 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

旅費条例の運用方針についての一部改正について等について（通知）

旅費条例の運用方針についての一部改正について（平成24年3月30日付け人委第664号）等の通知が別記1から別記4までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

記

- 1 旅費条例の運用方針についての一部改正について（通知）（平成24年3月30日付け人委第664号）（別記1）
- 2 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（通知）（平成24年3月30日付け人委第665号）（別記2）
- 3 地域手当の運用についての一部改正について（通知）（平成24年3月30日付け人委第666号）（別記3）
- 4 宿日直手当に関する規則第2条の2第3項第1号、第3号及び第4号に規定する業務又は機関の指定についての一部改正について（通知）（平成24年3月30日付け人委第670号）（別記4）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記1

人 委 第 664 号
平成24年3月30日

北 海 道 総 務 部 長
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長
北 海 道 議 会 事 務 局 長
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

旅費条例の運用方針についての一部改正について（通知）

旅費条例の運用方針について（昭和28年6月5日付け28人委第212号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成24年4月1日以後に出発する旅行から、これにより取り扱って

ください。

記

第17条関係第4項第1号中「道内と道外を往復する」を「往復の」に改める。

(給与課給与グループ)

別記2

人委第665号
平成24年3月30日

北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について
(通知)

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成24年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第8条関係第1項第5号中「備考」を「備考第1項」に改める。

第14条関係第2項第5号中「備考」を「備考第1項」に改める。

初任給基準表関係第2項を次のように改める。

2 医療職給料表(3)初任給基準表備考第4項の規定による初任給の号俸は、次のとおりとする。

- (1) 学歴免許等の区分が「短大3卒」である者 2級6号俸（保健師免許又は助産師免許を有する者にあつては、2級7号俸）
- (2) 学歴免許等の区分が「短大2卒」である者（(3)に掲げる者を除く。） 2級2号俸（保健師免許又は助産師免許を有する者にあつては、2級3号俸）
- (3) 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第4号の規定に該当した者 2級6号俸（保健師免許又は助産師免許を有する者にあつては、2級7号俸）

別表アの表大学卒の欄第5号中(17)を(18)とし、(4)から(16)までを(5)から(17)までとし、(3)の次に(4)として次のように加える。

(4) 独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校看護学部（旧国立看護大学校看護学部を含む。）の卒業

別表アの表大学卒の欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

三 専門職学位課程修了	司法試験法による司法試験予備試験の合格
-------------	---------------------

別表アの表短大卒の欄第1号中(18)を(19)とし、(10)から(17)までを(11)から(18)までとし、(9)の次に(10)として次のように加える。

(10) 歯科衛生士法による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修学年限3年以上のものに限る。）の卒業

別表アの表短大卒の欄第2号(9)中「歯科衛生士法」を「平成16年文部科学省厚生労働省令第5号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則」に改める。

(給与課給与グループ)

別記3

人委第666号
平成24年3月30日北海道総務部長
北海道教育庁教育次長
北海道警察本部警務部長
北海道議会事務局長
北海道監査委員事務局長
北海道選挙管理委員会事務局長 様
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長
各海区漁業調整委員会事務局長
北海道内水面漁場管理委員会事務局長
札幌市教育委員会学校教育部長
北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

地域手当の運用についての一部改正について（通知）

地域手当の運用について（平成18年3月31日付け人委第658号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成24年4月1日以降はこれによって実施してください。

記

第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項を削り、第6項中「第7条」を「第4条」に改め、同項を第3項とし、第7項から第9項までを削る。

（給与課給与グループ）

別記4

人委第670号
平成24年3月30日

北海道教育庁教育次長 様

北海道人事委員会事務局長

宿日直手当に関する規則第2条の2第3項第1号、第3号及び第4号に規定する業務又は機関の指定についての一部改正について（通知）

宿日直手当に関する規則第2条の2第3項第1号、第3号及び第4号に規定する業務又は機関の指定について（昭和52年12月24日付け人委第749号-2通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成24年4月1日以降は、これによってください。

記

標題（別紙の標題を含む。）中「第2条の2第3項第1号、第3号」を「第2条の2第3項第3号」に改める。

別紙第2項の表実習船管理局の項中「実習船管理局」を「渡島教育局」に改め、「定けい港に定泊中」を「停泊中」に改める。

（給与課給与グループ）